

議案第 55 号

日出町個人情報保護条例の一部改正について

日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 31 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日出町個人情報保護条例（平成 15 年日出町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改める。

第 24 条第 5 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、条例を改正したいので提出する。